

平成23年度(二〇一一年度)

予算編成と行財政運営についての申し入れ

二〇一〇年十二月二一日

日本共産党静岡市議会議員団

# 【目次】

はじめに	2
(一)市民の暮らし、いのちと健康を守り、福祉を最優先に	(厚生委員会) 3
(二)地域経済の振興を市政の中心にすえ、市民が安心して暮らせる消防体制の整備充実を	(経済消防委員会) 6
(三)だれもが文化スポーツを楽しめるまち・環境の整備された資源循環型社会の構築を	(生活文化環境委員会) 9
(四)人にやさしい街づくり・安心便利な公共交通の整備を	(都市建設委員会) 11
(五)すべての子どもを大切にす教育、安心安全な水の供給を	(上下水道教育委員会) 13
(六)憲法と地方自治・平和を守り、災害に強い街づくりを	(総務委員会) 15

はじめに――

いま静岡市における市民の暮らしと地域の経済は、非常に厳しく追い詰められています。また地方自治についても、自民公明政権から民主党政権への流れの中で、危機的な状況になっています。

この間、公共の仕事や施設の民営化がすすめられるとともに、正規職員の削減という方針のもとで、自治体の本来の「住民福祉の増進」という役割と使命が空洞化しつつあります。さらに、「地域主権改革」の名のもとで、憲法と地方自治にもとづく二元代表制を事実上否定する動きも強められようとしています。

そうしたもとで、静岡市が市民の福祉と暮らしを守り、地域経済を応援する仕事を大いに進めることが求められています。そのためにも、予算の使い方を根本的に切り替えて、行財政運営の重点を暮らしと地域経済に据えることが必要です。

また、国政においては、日本の政治の「二つの異常」――大企業いいなり、アメリカとの軍事同盟優先――を正すことが切実に求められており、日本共産党は「国民が主人公」の政治にきりかえるために全力を挙げる決意です。

同時に、日本共産党静岡市議団は、憲法と地方自治を守り、市民の暮らしを応援する「市民が主人公の市政」をめざして、議会内外で活動を強める決意です。

こうした立場から、平成23年度の本市の予算編成と行財政運営について、以下のとおり申し入れるものです。

## （一）市民の暮らし、いのちと健康を守り、福祉を最優先に

（厚生委員会）

- ① 住民の福祉、医療を最優先する立場で、民生関連予算を大幅に増やすこと。
- ② 高すぎる国民健康保険料を、当面一世帯一万円引き下げするため、一般会計から国保会計への財政支援を政令指定都市平均に増額すること。国保会計への国庫負担・県独自支出金を復活・増額するよう国・県に働きかけること。減免適用はせめて生活保護基準の1.3倍まで、非課税世帯を対象とし、不況による減収も対象に改めること。滞納による一律の資格証明書発行をやめ、正規の保険証を交付すること。国に対し、国保の県単位化はしないよう、要請すること。
- ③ 介護保険への国庫負担割合を増やし、制度改悪をしないよう国に強く求めること。事業計画策定にあたり、介護保険料は、生活保護基準をもとに減免対象を広げること。介護を必要とするすべての人が介護を受けられるよう、給付抑制をなくすこと。通所施設の食費への市独自の減免制度を設けること。認定の軽度化や対象外などで介護保険サービスを利用できない高齢者のための福祉事業を充実させること。「福祉オンブズパーソン」制度をつくること。
- ④ 遅れている介護サービスの基盤整備を急ぎ、特に待機者の多い老人福祉施設と、老人保健施設を増設し、市立特養ホームをつくること。また、待機者への特別支援策を検討すること。施設職員の人材確保策を設けること。
- ⑤ 高齢者への祝意と激励のための敬老祝い金を、毎年70才以上すべてのお年寄りに支給すること。高齢者のためなことぶき乗車券の支給を復活させること。
- ⑥ 障害者手帳がなくても、「障害者に準ずる」要介護認定者については、障害者控除が適用できるよう、すみやかに認定書を交付すること。
- ⑦ 後期高齢者医療制度を直ちに撤廃し、元の老人保健制度に戻し、75歳以上の医療費は無料とすること、70歳か

ら74歳の医療費負担を一律一割とするよう国にはたらしめかけること。特定健康診査の充実、骨粗鬆症の検診の充実など、予防、機能訓練を充実させること。成年後見制度は公費を助成し、負担軽減すること。

⑧障害者自立支援法を廃止し、発達障害や難病対策を含めた総合的な施策を推進するよう国に働きかけること。当面、利用料の負担軽減を図ると共に、障害者の共同作業所への助成を増額し、通所費の補助をすること。特に精神障害者の共同作業所の設置に市が援助して、増設できるようにすること。保健所の精神保健福祉相談員を増員すること。障害者施設の人材確保に直接支援をすること。

⑨市独自の難病対策施策を確立し、相談支援センターをつくること。難病ケアシステムの構築にあたっては、患者団体の参加で早期にすすめること。患者団体への補助を制度化すること。

⑩生活保護基準を引き上げ、廃止された「老齢加算」を元に戻すよう国に働きかけること。生活保護の申請書を受付に備え、申請権を尊重すること。行過ぎた就労指導、保護辞退届け強要はやめること。職員一人に保護世帯八十世帯の基準を堅持し、保護を必要とする人たちへの相談体制の充実のために職員を増員すること。

⑪保育所待機児童の早期解消のため、保育所を増設・改修し、年度途中入所に対応できるよう、必要な保育士確保と助成制度を設けること。公立保育所は非正規保育士を正規職とすること。保育料の減免制度を広く知らせ、実態に見合った減免を実施すること。すべての第二子の保育料を半額にし、すべての第三子の保育料を無料にすること。三歳児以上のクラスに保育士を複数配置できるよう補助金をつけること。公立保育園は民営化、民間委託をやめ、直営とすること。私立保育所職員の給与の公私格差是正のための補助金を増額すること。

私立保育園への耐震補強・補修などへの補助を拡大すること。保育事業への国の補助金の増額と保育所の最低基準を抜本的に改善し、私立保育園運営費の一般財源化をやめるよう国に働きかけること。

- 「病児保育」及び「病後児保育」を全区に設置すること。子育て支援策の充実に必要な予算措置を講じること。無認可保育園に対する補助金を増額すること。国が進めようとしている「子ども・子育て新システム」による公的責任後退と「地域主権改革」の名による規制緩和に反対の意見を上げ、保育制度の充実を求めること。
- ⑫ 児童の健全な育成をはかるため小学校区ごとに児童館の建設をめざすこと。とくに清水区は年度計画をたてて建設をすること。
- ⑬ 児童クラブに希望するすべての児童が入所できるようにし、一人親世帯、複数入所世帯の保育料の減免制度を設けること。適正人数を四〇人とし、これを超えるクラブは分割し、夜7時まで開所すること。指導員を正規職員として待遇改善すること。
- ⑭ 児童相談所の職員を増員し、保育所、学校、保健福祉センターなどの連携強化で、児童虐待から子どもを守る体制を強化すること。
- ⑮ 市立静岡、清水病院及び共立蒲原総合病院は、地域医療の中核病院として医師、看護師、その他の医療従事者を充実すること。特に看護師の労働条件の改善をはかり看護師確保に努めること。共立蒲原総合病院は公立とすること。また、医療品の購入にあたっては公正な競争入札ですすめること。医薬品の後発品を増やすこと。
- ⑯ 桜ヶ丘病院の存続を国にはたらきかけること
- ⑰ こども医療費助成は、中学卒業まで入通院とも完全無料とすること。又、県の一層の助成拡大、国の制度化へそれぞれ働きかけること。
- ⑱ 公共施設のシックハウス対策を講じること。
- ⑲ 子宮頸がんなど3ワクチンの国庫補助事業の継続と、定期接種化された後の財政措置を国に求めること。
- ⑳ 飼い主のいない猫の避妊手術補助金を増額し、条例制定にあたり動物愛護団体、市民代表の意見を取り入れること

## （二）地域経済の振興を市政の中心にすえ、市民が安心して暮らせる消防体制の整備を

（経済消防委員会）

- ① 市民ひとりあたり商工費が政令市平均の五割程度しかないことを抜本的に切り替えて、大幅に商工農林漁業予算を増額すること。
- ② 地域経済をささえる中小工商业者、農林漁業業者、雇用の場を産み出し、地域内の経済発展を支援するための「地域産業経済振興基本条例」（仮称）をつくること。
- ③ 現在の金融経済危機への緊急対策として、零細業者に対し、無担保・無保証人・無利子の市独自の緊急融資制度をつくること。セイフティネット保証制度を来年度縮小しないよう国に働きかけること。また、対象外の業種資金繰りが行くように、市独自に対策をとること。また現在の市制度融資において、貸付限度額の拡大、返済期間の延長、利子補給の拡大、保証料への補助などを行い、中小業者の営業とくらしを守ることにすること。
- ④ 市内各産業分野対象において、雇用確保・創出対策を市として政策化すること。雇用問題での市の相談窓口を各区に設置し機能を拡充すること。
- ⑤ 若年労働者雇用対策事業費を増額し、メニューを含め抜本的に拡充すること。また、大学・高卒未就職者や青年の雇用問題を市として特別な対策をとり、未就職者が出た場合、市が臨時職員として雇用すること。また、ハローワークの職員増員を国に要望すること。
- ⑥ 市の発注する公共事業は、ゼネコン型公共事業から生活密着型公共事業にかえ、分離・分割発注を増やし、下請けも含め地元中小業者の仕事をふやすこと。また、官公需においても地元発注を大幅に引上げ、市の関係機関や市内にある国・県の機関にたいしても官公需の地元中小業者への発注を優先するよう働きかけること。

- ⑦ 小規模工事登録制度、住宅リフォーム助成制度をつくり、中小零細業者の仕事づくりをすすめること。
- ⑧ 準工業地域での一万平方メートル以下の大型店規制を条例化するなど、大型店対策として大型店出店を規制する指  
導要綱・条例を策定し、地元中小商店や消費者を守る対策を強めること。高齢者・障害者が利用しやすい商店街づ  
くり・住みよい街づくりを重視し、地元中小商店の振興を図るために駐車場・空き店舗対策など商店街の振興策を  
より拡充させ、また、各種共同事業、イベント事業への支援を強化すること。商店街事務局の確立に支援をするこ  
と。
- ⑨ 買い物弱者対策に取り組むこと。まず、現状把握と関係者との協議の場を設け、高齢者が安心して生活できる地域  
づくりに努めること。
- ⑩ TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しないよう国にはたらしかけ、日本の食料は日本で生産することを  
基本に、地産地消の拡大につとめ農業に希望がもてるよう家族経営を維持させること。また、国土保全の上からも  
農林業の振興を図り、農業の基盤整備を進め、その地元負担金をなくすこと。
- ⑪ 「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」は、中小製茶工場の経営の改善、中山間地の生産基盤の強化をはかるなど条  
例の具体化をすすめること。
- ⑫ 森林育成と林業関係者の仕事おこしや地場産木材や間伐材などの使用を一層拡大するための官公需と公共事業を計  
画的にすすめること。また、地場産材を利用した計画的な街づくりをすすめること。
- ⑬ サル、シカ、イノシシ、クマなどからの被害を防ぐための対策強化をすすめること。
- ⑭ 市内漁業の振興をすすめること。また、廃船処理費への助成と処理場所確保を支援すること。
- ⑮ 地場産業振興のために、市が主導的に販路拡大後継者育成、営業指導などに取り組むこと。
- ⑯ 消防力の整備につとめること。消防署・出張所、救急車・消防車などの適正配置に取り組むこと。



- ⑰ 久能山含め日本平周辺の交通政策を整備促進すること。また、豊かな自然を生かすとともに地場産業や地域経済と結び付く長期的な計画つくること。南アルプス等、登山道の案内板を適切に配置すること。
- ⑱ ホビーショーへの自衛隊の参加をさせないこと。

### (三)だれもが文化スポーツを楽しめるまち・環境の整備された資源循環型社会の構築を

(生活文化環境委員会)

- ① 静岡市における地球温暖化ガス排出削減目標を実効あるものにし、企業、市民の協力を得て、削減計画をすすめること。
- ② 静岡市の特性を生かした太陽光、風力など自然再生エネルギーの活用においては、数値目標をたて計画的にすすめること。
- ③ 本市におけるゴミ減量の数値目標については、市の直営による分別収集のもとで、家庭ごみ・事業系ごみはいつも減量化への理解と協力をもとめることで当面三〇％削減に見直すこと。生ごみの分別・資源化にとりくむこと。
- ④ 拡大生産者責任による製造・販売の段階からリサイクルや不法投棄対策を強化し、再利用の徹底を国に求めること。
- ⑤ ゴミ処理手数料・有料ごみ袋の値上げをしないこと。
- ⑥ 粗大ごみの収集は、ステーション方式と併用すること。
- ⑦ 紙類の行政による資源回収について、公共施設・庁舎などに市民が直接持ち込めるような場所を設置すること。
- ⑧ 町内会未加入の市民へのごみにたいする指導は、市が責任をもつて徹底すること。
- ⑨ 直接溶融・灰溶融施設の運転・管理にあたっては、安全性を最優先にし、運転データ・ランニングコスト、環境に関するデータなどを公表すること。スラッグの活用方法を見直し、公共事業に安易に使用しないこと。
- ⑩ 旧西ヶ谷清掃工場の解体においては、安全チェックを徹底するとともに、地元住民の理解と合意をえること。
- ⑪ 町内会・自治会管理の児童遊び場遊具の修繕・撤去は、市が全額補助すること。
- ⑫ 市営墓地の整備、増設を促進すること。沼上霊園へのバス路線を設置すること。

- ⑬ 安倍川スポーツ広場に隣接して水道・水洗トイレ・更衣室・シャワーなどの設置をすすめ、児童遊具の整備を進めること。スポーツ広場を増設して、市民がスポーツを楽しめる条件整備をすること。
- ⑭ 障害者も安心してスポーツが出来るように各施設のバリアフリー化をさらにすすめること。
- ⑮ 青少年のために、各種スポーツができるスポーツ広場を各地に整備すること。
- ⑯ 文化予算を増額し、サークルの練習場の確保、小ホールを建設すること。静岡音楽館は、市民の文化要求に見合った企画・運営とすること。
- ⑰ 男女平等の理念に立った実効性ある施策をすすめ、男女平等の取り組みを抜本的に強めること。審議会の女性登用率を当面五〇％に引き上げること。
- ⑱ 清水駅東口文化施設のPFI方式は見直しすること。
- ⑲ 体育館・生涯学習センター・交流館を各地に整備する計画をもち進めること。

#### (四) 人にやさしい街づくり・安心便利な公共交通の整備を

#### (都市建設委員会)

- ① 国直轄道路負担金及び県事業による負担金は廃止するよう国・県に働きかけること。
- ② 人にやさしく便利な公共交通の整備を進めること。バス路線は循環線や東西・南北線の充実など、市民要求にそつて、路線改善をもとめること。オムニバスタウン計画において、パークアンドライドを主要路線を中心に拡充すること。従来のバス路線廃止区域や高台など交通不便地域にデマンドバスや自主運行バスの具体化を進めること。
- ③ しずてつジャストラインに鉄道駅及びバス停附近に駐輪場の確保・拡充と、バス停の雨よけ対策を求めること。
- ④ 中心市街地活性化については、住民参加で計画をすすめること、活性化にむけ実効ある施策をすすめること。再開発については、都市計画決定前に事業計画等を公開し住民参加ですすめること。地元住民や中小事業者などの負担をできるだけ少なくすること。
- ⑤ 再開発建築物に公共施設を組み入れる場合は、税金の無駄遣いとならないよう市民に有益なものに限ることとし、市民参加で決めること。
- ⑥ 歩道の段差解消とバリアフリー化をさらにすすめると共に、自転車道の整備をすすめること。
- ⑦ J R安倍川駅・草薙駅周辺整備を進めるとともに、エレベーター設置を早期に実現すること。
- ⑧ 市営住宅を増設すること。子育て世代、高齢者、障害者、生活困窮者の入居対策を早期に進め家賃減免制度を拡充すること。
- ⑨ 個人木造住宅の耐震診断、耐震補強工事への国の助成制度を来年度以降も行うよう働きかけること。一九八一（昭五六）年以前の集合住宅の耐震診断や補強への補助をすすめること。住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑩ 東静岡駅周辺の新都市拠点整備事業は、市民本位の立場から財政的観点をふくめて進めること。廃止を決めた市庁

舎建設予定地は、今後の計画を住民参加で検討すること。

⑪生産緑地指定を積極的に進めること。五〇〇㎡の基準の引き下げを国に求めること。

⑫住民の要求にもとづいて、計画的に公園整備を進めること。公園整備・公園内施設の設置にあたっては、地元の要求を聞きすすめること。公園内のトイレは、高齢者、障害者に使いやすいバリアフリー化・多目的化に順次整備すること。有度山総合運動公園第二次計画は、市民の意見を十分取り入れて進めること。

⑬今進められている日本平山頂整備計画は見直し、自然を残した市民の憩える場として整備すること。

⑭浸水ハザードマップ沿った災害対策を早急に進めること。また、河川敷が避難地になっているところは、堤防にスロープを設置し、階段にスロープをつけること。

⑮建築基準法に基づく建築確認は行政が責任をもつ体制とすること。国県市のチェック機能を高めるため建築確認・完了検査体制の見直しを国に求めること。

⑯マンション建設の紛争防止条例を住民の利益が守られるように改善すること。福祉施設の近隣に建設する場合は制限を設けること。また分譲マンションの管理組合にたいして情報提供や相談窓口の設置などの支援策を検討すること。

⑰住民による地区計画は、市が指導性を発揮するとともに、住民との協議を十分におこなうこと。

⑱道路整備は、生活に密着した道路を優先すること。安全対策、補修、改善などの財源を十分確保すること。

⑲東町大岩線、丸子池田線、日の出大谷線など都市計画道路の見直しにあたっては、住民の声をしっかり聞き、住民合意で進めること。中央分離帯の設置にあたっては住民との合意を前提とすること。

⑳準工業地域での1万㎡以下の大型店の出店にあたっては、条件つきとする規制を強化する条例をつくること。

(五)すべての子どもを大切にす教育、安心安全な水の供給を (上下水道教育委員会)

- ① 水道水源の安全確保をはかり、安価な水道料金とすること。水源涵養林の整備・拡大をすすめること。下水道受益者負担金は都市計画税と二重徴収でありやめること。滞納による給水停止はおこなわないこと。
- ② 東海大地震にそなえて上下水道施設の耐震化を早期にすすめること。
- ③ 市街化調整区域における下水処理については、合併処理浄化槽の普及をふくめて計画的にすすめること。
- ④ 小・中学校の三〇人以下学級を実現すること。また、国・県にも定数改善と財源保障をもとめること。小一支援員の増員のために市単独予算を確保すること。
- ⑤ 教育予算を増額し、学校への配当予算を増額すること。雨漏りその他の老朽校舎の補修は、応急措置にとどめず、急いで予算を確保して計画的にすすめること。
- ⑥ 普通教室・特別教室へのクーラー設置を計画的にすすめ、保健室の空調設備の全校完備、職員の休憩室の設置、生徒・児童の更衣室の設置、男女別職員トイレ、児童生徒のトイレの改修を急いですすめること。校庭、園庭の芝生化をすすめること。
- ⑦ いじめ根絶にむけて、全教職員の共通認識と協同したとりくみをすすめること。そのためにも「目標管理による自己評価」「学校評価システム」の押し付けをしないこと。
- ⑧ 「愛国心」「君が代・日の丸」を学校現場で強要をしないこと。
- ⑨ 全国学力テストに参加しないこと。
- ⑩ 市立高校再編にさいしては、教師・保護者・関係者・生徒等の意見を反映させ、慎重にとりくむこと。
- ⑪ スクールカウンセラーを増員すること。

- ⑫ 養護教諭が宿泊行事など公務で留守にする場合、専門知識のある代替者を公費で当該学校に派遣すること。
- ⑬ 特別支援教育支援員の増員をすること。障害児を普通学校に受け入れる場合は人員配置と施設整備をおこなうこと。
- ⑭ 学校用務員は、複数の配置基準を堅持し複数未配置校をなくし、山間地校の小・中学校にもそれぞれ配置すること。
- ⑮ 学校司書の五年雇い止めをやめ、十一学級以下の学校も含めすべての学校に、専門・専任・正規で配置すること。学校図書購入費を増額すること。学校図書と図書館の連携をさらに強めること。
- ⑯ 教科書採択にあたり教職員と保護者市民の意見を充分反映させること。
- ⑰ 学校施設と通学路の安全対策を徹底すること。迅速に被災者への保障が出来るよう無過失責任制による学校災害補償法の制定を国に求めること。中山間地通学路の安全確保と負担軽減をすすめること。
- ⑱ 柔道・剣道の義務化にあたっては、専門知識のある指導者を配置すること。
- ⑲ 就学援助制度は、教育委員会への直接申請を認めること。適用基準は客観的な所得水準で行い、生活保護基準の1.5倍へ拡充すること。制度の拡充を国に求めること。いっそうの制度周知をすすめること。
- ⑳ 市単独の奨学金を増額し、海外留学生への奨学金制度をつくること。
- ㉑ 学校給食において、大規模センターを改め、自校方式にきりかえること。給食センター建設へのPFI方式の導入をみなおすこと。共同献立一括購入をやめ地元の食材購入をできるだけ拡大し、安全性のチェックを強化すること。調理員のパート化を見直すこと。
- 清水地域の小学校の自校直営方式を守り充実させ、老朽化した学校調理施設を整備していくこと。
- ㉒ 市立図書館は直営とし、正規職員の削減と非正規化をすすめないこと。分館の開館時間は利用者の要望を反映させること。
- ㉓ 小中高校での平和教育をいっそうすすめること。

## (六) 憲法と地方自治・平和を守り、災害に強い街づくりを

(総務委員会)

- ① 区役所は権限と財源をさらに充実させ、市民の身近で役立つものにする。
- ② 「公契約条例」を制定すること。契約行政の公平・公正な入札執行のため、制限つき一般競争入札を原則とし、総合評価方式を取り入れること。評価基準は客観的、合理的なものとする。 「指名差し替え・再入札」 「指名停止基準の強化」 など情報公開を進めること。 また、分離・分割発注の基準を設定し、中小業者へ発注量を拡大すること。
- ③ 職員の非正規化、学校給食センターやPFI導入などは、自治体の公の仕事の空洞化をまねくものであり中止すること。 保育園・清掃・病院・動物園・駿府匠宿・救護所・学校給食・生涯学習センター・生涯学習交流館・図書館などの運営は、市民サービスの向上をはかるうえでも直営ですすめること。
- ④ 自治体職員への競争をおおる成績主義の人事評価制度は行わないこと。公平な基準による人事政策をすすめること。 また、ICカード、タイムカードの導入など労働時間の適正な把握に努め、賃金不払い残業を一掃すると共に、過密労働による職員の健康被害を防ぐために健康管理対策の強化と必要な職員増員配置を行うこと。定員管理計画については、住民サービス向上、職員の労働条件の確保、健康管理の観点を基本に検討すること。
- ⑤ 地方自治の確立、市政の自主性を確保するために、国・県からの副市長、局長など天下り人事はやめること。公務員の順守義務を徹底するために憲法を職員の研修項目に取り入れること。
- ⑥ 自主的な市政運営に必要な財源対策として、大企業への法人市民税の超過課税、道路公団の民営化に伴い固定資産税課税を検討し、縁故債の借り換えで金利負担の軽減をはかること。市債は、限度を明確にし、借金依存体質から脱却すること。政府債の低利借り換え、繰り上げ償還を国に求めること。



- ⑦ 交付税率の引上げ、税財源の地方移譲、国庫補助率の復元と超過負担の解消を国に働きかけること。
- ⑧ 固定資産税は、収益還元方式に改めるとともに地価の下落を反映させるものに改めるよう国に求めること。市街化農地への宅地並課税の見直しを国に求めること。都市計画税を値下げすること。
- ⑨ 債権管理対策において、民間委託化は行わないこと。
- ⑩ まちづくりにあたっては、「市民が主人公」「市民主権」を貫き、市民参加と公開を徹底すること。また重要な施策の決定にあたっては住民投票で決める制度とすること。各種審議会への女性の参加率は五〇%をめざすこと。市民公募枠を拡大し多様な意見が反映されるようにすること。
- ⑪ 平和都市宣言にふさわしく、平和行政を充実させ、予算増をはかること。清水港に米艦船を入港させないように県に働きかけること。非核平和都市条例を制定すること。
- ⑫ 平和資料館の建設を市単独ですすめること。それができるまでの間、運営費を大幅に増額すること。
- ⑬ 自衛隊員の募集はやめること。